

第77回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成29年6月12日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第64号 平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について
日程第2．議案第65号 平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）について
日程第3．議案第66号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車4台）
-

午前09時30分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆さん、おそろいでご出席賜り、まことに御苦労さまです。

梅雨に入ったんですけれども、昨日、少しばらっと来たんですけれども、本当に梅雨の中休みということなんです。

私事なんですけれども、やっと昨日、田植えが終わって、ホッとしております。これから、おそらく順調に進んでいくことじゃないかなと思います。

なお、依然として、朝晩少し寒いということで、また、それぞれ体調管理に十分気をつけていただいて、ご精励賜りますよう、よろしくをお願いします。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1．議案第64号 平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について

議長（岡本安夫君） 本日議題の日程第1並びに日程第2につきましては、6月6日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、それぞれ、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第1、議案第64号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページ、55款、15項、25目、農林水産業費県補助金でございます。雪害被災生産施設等復旧支援事業補助金で89万6,000円増えたわけでございますけれども、雪害としては最終的に幾らいったのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

今回、補正で計上させていただいておりますのは、雪害によるビニールハウス等の被害に対するものでございますので、それについて、うちのほうで把握しておりますのは、ビ

ニールハウス 2 棟で、被害金額は 116 万円と 153 万円の 2 棟でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） その 2 棟の中で 116 万円と 153 万円言われましたけれど、この割合としては、どういう、損害、倒れた、何ぼ要って、何ぼの補助で、何パーセントぐらいが補助として出たと、そこらへんは、どんなですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 補助としては、まだ、支払いは当然、予算がありませんので、しておりませんが、今回の県の補助につきましては、県が被害額の 3 分の 1 と、その県の補助の 2 分の 1、全体被害額の 6 分の 1 を町が補助するというものでございます。予算としては、今回、計上させていただいております県が 89 万 6,000 円、町が 44 万 9,000 円の…89 万 6,000 円と 44 万 9,000 円の 134 万 5,000 円でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、10 款、10 項、30 目、12 節、役務費、火災保険料の 147 万円、これ標準的な見直しということでございますけれど、これ内容的には、どのような見直しがあったんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） これにつきましては、町の施設関係でございまして、町の建物につきまして町村会の建物共済のほうに、それぞれ共済入っております。その金額の改定が行われております。今年度の改定が、単価の改定、それから基準の改正、消費税等の見直し、若干、5 が 8 パーセントになっておったのが遅れておりましたので、その改正が 6 月末にございました。今回は、8 月からの 1 年間を掛けるような、こういう年払いのシステムになっておりますので、9 月上旬の支払いに向けまして、今回の補正をさせていただきまして、正式に 29 年度 8 月以降の建物の関係の共済金の増額をして支払いをさせていただくということでございます。これは、町村会一律で改正されております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 7ページ、一番下、平福の体育館、補正で119万1,000円出ております。当初の分と比べて、中身的に、どのような部分が補正として直すようになったのでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） これは当初予算には計上されておりました。と申しますのが、平福の体育館のアリーナにございます水銀灯の安定器に高濃度のPCBが含有されていることが判明いたしまして、そのPCBにつきましては、平成32年の3月末までに処分する必要があります。処分するのに当たって、登録割引制度というのございまして、それを利用するには、この9月までに安定器のほうを取り外して一定の場所に集めるといった必要がございますので、このたびの補正で、初めて上げさせていただいております。

それで、安定器を取り外すことによって、水銀灯のほうがつかなくなりますので、あわせてLED化するものでございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 最初、質問一緒なのですが、3ページの農林水産業費県補助金で、県が89万6,000円ということで、支出が134万5,000円、先ほど、概略の説明がありましたけれど、具体的にお尋ねしたいのですけれど、ビニールハウス2棟の損害で116万円相当の方と153万円の方のそれぞれ別の方の被害があったということなのですが、以前、この前に事前に説明があった全員協議会の中で、いわゆる農業共済に加入されている方とされていない方の対応の説明があったのですけれども、それについては、この方々の具体的な金額の保障というか、補助金のあり方は、どんなふうになっていますか。お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） はい、お答えします。

先ほど申し上げましたように、被害はビニールハウス1棟210平方メートルのビニールハウスが153万円。それから159平方メートルのハウスが116万円の被害でございます。

これにつきまして、1件の方は、共済のほう園芸施設共済入られておりますので、そちらのほうから共済金が30万円余り支払われております。

これにつきまして、計算の過程は、先ほど申しましたように県が3分の1と町が6分の1、合せて2分の1ということなので、116万円の被害のうち、仮に30万円共済金が出たということであれば、2分の1を超える分については、減額になるのですけれども、116万円の2分の1というのは、58万円でございますので、58万円以下の共済金の場合、例えば、58万円の自己負担になるわけなのですけれども、そのうち30万円の共済金が出たということであれば、28万円が個人負担になると。残りについては、その30万円が共済金のほうから支払われるということになります。

もう1件の方は、共済のほう入られておりませんので、153万円の2分の1、76万5,000円ですが、個人負担になるということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ということは、農業共済に入られている方も、その共済から支払われる、通常どおり支払われている、この県の補助もあって、何ら減額されるということもないということなのですね。わかりました。

共済が引かれて、補助金に影響があったとか、そういうことはないのですね。ちょっと、確認だけです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） おっしゃるとおり、補助金につきましては、2分の1、被害額の2分の1は満額支払い予定でございますので、個人に共済金が出たからと言って、補助が減額といったようなことはございません。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより本案を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第64号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第64号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第2に入ります。

日程第2、議案第65号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 1ページ、10款、10項、居宅サービス事業費11万円、これ補正されておるのですけれど、中身的に介護ケアプランということで、中身について説明してください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

ご承知のように、この介護サービス事業勘定につきましては、要支援1、2の方のケアプランの作成でございます。要支援1、2の方のケアプランというのは、地域包括支援センターが原則行うこととなっておりますけれども、量が多ございますので、一定程度委託に出すわけでございます。その委託の分をここの歳出の10款の10項の10目の居宅支援サービス事業費のこの委託料からサービス事業者のほうへ支払うということにしているのですけれども、28年度までは、そういうふうに、全体のケアプラン作成料全体の分は、町がこのように会計で受け入れて、委託した分は、こうやって佐用町のこの会計からサービス事業者のほうへ支払いを行ってまいりました。

29年度からは、この支払関係も兵庫県の国保連合会が支払い代行をしてくれるということになっておりましたので、この29年度当初予算では、この委託料を県外の業者に払う分だけ、一定程度11万円ほど、これは概算で見積もっておるわけですが、その11万円だけにとどめておりましたが、ところが、この29年度というのは5月に28年度の3月、要は29年の3月ですね、そのケアプラン作成の実績分を4月に国保連合会が審査して4月の請求ということで5月に町が支払うこととなっておりますのでございます。

ですから、29年度、その支払い代行という点では、29年度全くそういう県内のサービス事業者に委託料を払う予定がないということで、当初予算を組んでおったんですけれども、実は、先ほど言いましたように、実は3月分を、こういうふうに予算計上しておかなければならなかったんですけれども、それが漏れておったということでございます。

ちなみに、この分は、事業所の133件分ということでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 今の委託料の関係ですけれども、3月審査分ということで、その審査業務の取り扱いが通常の療養給付費並みの2－3ベースなので、29年度の支払いに回るということになるのですか。通常であれば、3月審査分ということであれば、28年度の業務内容かなというふうに思うのですけれども、そのあたり、ちょっと説明お願いできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 説明が、ちょっと不足しておったと思うのですけれども、3月審査分ではございません。29年3月ですね、ですから28年度一番最後の月に作成したケアプランの分でございます。ですから、3月に作成したケアプランというのは4月に国保連が審査を行います。それで、4月付で請求がありますので、それは新しい年度で支払うと、そういった仕組みになっております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより本案を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第65号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第65号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第66号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車4台）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第3については、本日追加提出の案件であります、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、日程第3、議案第66号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車4台）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 66 号、財産の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。

財産の取得は、小型動力ポンプ付積載車購入事業として、消防防災力の強化を図るため、消防団の車両を更新するために小型ポンプ付積載車 4 台を購入しようとするものでございます。

購入に当たっては、5 月 30 日に 4 業者による見積入札を行い、契約金額 3,715 万 2,000 円、消費税込みで、兵庫県たつの市新宮町井野原 276 の 1、有限会社岡本ポンプ、代表取締役、岡本 洋氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 66 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これ 4 台は、どこの消防に配置されるのかというのが 1 点。

その後、古くなった分については、どのように措置されるのか。というのは、上郡なんか、先だって、新聞にも出ておりましたけれど、消防車なんかでも競売されたりしておりましたので、佐用としては、どのように措置されるのか。

そこの 2 点について、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この 4 台につきましては、佐用第 4 分団、佐用第 6 分団、佐用第 7 分団、佐用第 11 分団の 4 台でございます。

それから、古い物につきましては、これ上郡のような入札のことは、ようしておりませんので、そのまま持って帰っていただくような形で、下取りをしていただく格好しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 下取りの場合は、そういうような何か、お金が何ぼか、そこらへんは、どんなんでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 若干ですけれども、10万円程度は入って来ております。1台に。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第66号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第66号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第66号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車4台）は、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日6月13日から20日までの本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、6月21日、水曜日、午前9時30分より再開します。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前09時50分 散会
